

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 3 月 1 日
財団法人 建材試験センター

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	介護老人保健施設における、空調設備へのインバーター制御機器導入による排出削減事業
排出削減事業者名	医療法人社団 しただ
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
事業実施場所	介護老人保健施設いっぷく (新潟県三条市長野 337 番地) 介護老人保健施設いっぷく 2 番館 (新潟県三条市帯織 800 番地)
事業の概要	本事業は、介護老人保健施設いっぷく及び介護老人保健施設いっぷく 2 番館において、定格能力で送水を行っている既設の空調用冷温水及び冷却水ポンプに、インバーター制御機器を導入することにより、空調負荷に応じた送水ができるように制御することで、消費電力及びCO2排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	(限界電源炭素排出係数使用) 【限界電源炭素排出係数の場合】 2011年度： 28tCO2/年 2012年度： 93tCO2/年 (事業実施期間合計 121 tCO2) 【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2011年度： 16tCO2/年 2012年度： 57tCO2/年 (事業実施期間合計 73 tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始予定日 2011年12月 1日 終了予定日 2013年 3月31日

排出削減方法論	方法論番号005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入
---------	--

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業実施サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設いっぷく (新潟県三条市長野 337 番地) ・介護老人保健施設いっぷく 2 番館 (新潟県三条市帯織 800 番地) <p>事業サイト訪問日：2012年2月17日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備の製造年月日の確認等により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問及び検算により全体で6.4年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>当事業者は、設備の更新を最優先課題として考えており、業務上必要であると判断される場合、投資回収年数を問わず投資を行うこととなっている。一方、既設のポンプ</p>

	<p>類等においては、備品、部品が調達可能であり、修理によって使用できる限り、継続して使用することは当事業者の方針であること、また本事業は共同実施者のカーボンオフセットに活用することを目的として本事業を実施することを質問により確認した。こういった背景により、国内クレジット制度の存在がなければ、本事業の実施は難しかったと判断できる。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、その他関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論005に基づき排出削減量を計算しており、また、当該方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>【方法論番号005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用条件1については、事業サイトの視察、システム仕様書等の関連書類により、既設のポンプ類にインバーター制御を導入していることを確認している。 ・適用条件2については、事業サイトの視察、システム仕様書等の関連書類により、事業実施前後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量（ポンプ稼働時間）のデータを計測できることを確認している。 <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数である15年の2倍（30年）を超えていないことを確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

なし。

以上